

# 新型コロナウイルス感染症の影響による国民健康保険税の減免の簡易判定フローチャート

減免対象期間：2020年2月1日～2021年3月31日

①世帯の主たる生計維持者が新型コロナウイルス感染症により、「死亡」または「1か月以上の治療を有するなど重篤な傷病を負った」世帯に該当する。

はい

いいえ

②世帯の主たる生計維持者が非自発的失業者による軽減制度に該当する。(※)

いいえ

はい

③世帯の主たる生計維持者の営業等・農業・不動産・給与・山林の収入のいずれかの2020年中の収入が、新型コロナウイルス感染症の影響で2019年中と比べ10分の3以上減少する見込みである。

はい

いいえ

④世帯の主たる生計維持者の2019年の所得合計額が1,000万円以下である。

はい

いいえ

⑤世帯の主たる生計維持者の減少が見込まれる収入に係る所得以外の、2019年中の所得合計額が400万円以下である。

はい

いいえ

⑥世帯の主たる生計維持者の減少の見込まれる事業収入等の、2019年中の所得金額が0円またはマイナスでない。

はい

(※)下記の3つの要件すべてに該当される方は、非自発的失業による軽減を申請ください。

- (1)離職日が2017年3月31日以降
- (2)離職日時点の年齢が65歳未満
- (3)雇用保険受給資格者証をお持ちで、離職理由コードが【11・12・21・22・23・31・32・33・34】のいずれかに該当する。

※非自発的失業による軽減と重複しない年度の国保税は、新型コロナウイルス感染症による減免の対象となります。

※給与収入以外の営業収入等がある場合は、③へ進んでください。

減免非該当  
となります。

※⑥が「いいえ」の方は減免対象となりますが、減免額が0となり、申請されても国保税額は変わりません。

## ○用語説明

主たる生計維持者…原則的に世帯主のこと  
収入…事業収入等から必要経費や給与所得控除額などを控除する前の金額  
所得…事業収入等から必要経費や給与所得控除額などを控除した後の金額

申請により、国民健康保険税の  
減額または免除対象となります。